



**JASDAQ**

平成 26 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風		
代表取締役名	代表取締役社長	平 家 伸 吾	
		( J A S D A Q ・ コード 9707 )	
問い合わせ先	執 行 役 員	寺 坂 淳	
	管 理 本 部 長		
電 話 番 号		03 (5413) 8228	

### 株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

平成24年11月1日付け「株主代表訴訟に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社の元代表取締役社長である神成裕氏（以下「神成氏」といいます。）及び元取締役である内田喜朗氏（以下「内田氏」といいます。）を被告とした株主代表訴訟（以下「本件代表訴訟」といいます。）が提起された旨お知らせしておりましたが、平成26年3月27日、同訴訟の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 26 年 3 月 27 日

#### 2. 訴訟及び判決の内容

当社は、当社元代表取締役社長である神成氏に対し、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の社債（以下「本件社債」といいます。）を引き受けたことに関して当社に生じた損害約 35 億円の一部である 4 億円につき、取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する任務懈怠を理由として、損害賠償請求訴訟を提起していました。当該訴訟においては、当社の全面的勝訴が確定しております。また、当社は、当社の元取締役である内田氏に対して、神成氏と同様に、本件社債により当社に生じた損害約 35 億円の一部である 2 億円について損害賠償請求訴訟を提起していましたが、こちらについても当社の全面的勝訴が確定しております。

本件代表訴訟は、神成氏及び内田氏を被告として、上記の本件社債により当社が被った損害約 35 億円のうち、当社が先行する訴訟において神成氏及び内田氏に対して既に請求している額（神成氏については 4 億円、内田氏については 2 億円）をそれぞれ控除した残額（神成氏については約 31 億円、内田氏については約 33 億円）を請求することを内容とするものでした。今般、本件代表訴訟において、神成氏及び内田氏に対する各請求を全面的に認める内容の判決が言い渡されました。

#### 3. 当社の対応

今回の判決に対する神成氏及び内田氏の対応は明確に示されておりませんが、控訴された場合には、引き続き本件代表訴訟について、状況の把握に努め、適切な対応を検討して参ります。

以 上